

告 示

埼玉県選管告示第二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和六年六月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

旧	新	施設の開設主体及び名称	所 在 地
大生病院 医療法人 尚寿会	新 医療法人 尚寿会 狹山尚寿会病院	埼玉県狭山市大字水野六百番地	